

広島県告示第八百一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和六年八月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号	平成二十九年広島県告示第二百二十五号		
所在地	広島県安芸郡海田町三迫二丁目及び同郡海田町三迫三丁目地内		
土砂災害警戒区域	区域の名称	西ノ谷川（二二一―三）	土石流
	土砂災害の発生原因	自然現象	土石流
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	明飛川（二二四―二）	土石流
	土砂災害の発生原因	自然現象	土石流